

秋田市データセンター候補地等視察ツアー業務委託仕様書

1 事業の目的

国ではデジタル田園都市国家構想実現の中で、海底ケーブル等の整備とともにデータセンターの地方整備を進めようとしている。

本県沖では洋上風力発電の事業計画が先進的に進められており、膨大な電力を必要とするデータセンターにおいて、洋上風力発電で生み出されるクリーン電力等の活用は電力需要の観点に加え、カーボンニュートラル達成へ向けても好条件であることから、データセンター事業者を対象とした視察ツアーの開催により、再生可能エネルギーを活用したデータセンター誘致の促進を図ろうとするもの。

2 業務名

秋田市データセンター候補地等視察ツアー業務委託

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年12月22日（金）まで

4 業務委託の内容

次の委託内容に基づくデータセンター候補地等を組み合わせた視察ツアーを実施・運営すること。

(1) 視察ツアーの企画・調整・手配・運営

ア 開催時期

令和5年11月中旬～下旬の平日。

【予定】11月16～17日、21日～22日（変更になる可能性があります。）

イ 開催回数

1泊2日の視察を2回実施すること。

ウ 出発地等

視察ツアーの出発地は首都圏等からの移動をイメージしやすいよう、主に秋田駅又は秋田空港とする。移動については、終日にわたって円滑な移動ができるよう手配すること。

エ 宿泊先

秋田キャッスルホテル、ホテルメトロポリタン秋田、ANAクラウンプラザホテル秋田のいずれかを確保すること（朝食付）。

オ 参加対象者

参加者は、市が招聘する首都圏のデータセンター事業者および関連事業者とする。

また、参加社数は最大6社とし、1社3名までとする。

カ コース内容

視察ツアーの行程については、主に別紙データセンター事業者視察ツアー日程（案）を想定しているが、参加者の要望等により変更となる可能性があるため、詳細については双方協議の上、決定するものとする。

キ 昼食代

参加者の昼食に関しては委託費に含むものとし、飲食店に関しては市と協議の上、決定する。

ク 各種資料作成

本市から提供する資料に基づき、移動中および現地視察の際に使用する資料を作成すること。内容等については、別途本市と協議の上、決定する。

ケ アンケートの実施

参加者にアンケートを実施し、すべての視察終了後、集計結果を提出すること。なお、アンケートの内容等については、別途本市と協議の上、決定すること。

(2) 不可抗力等による視察の変更・中止等

ア 悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由として視察を中止した場合、中止に伴って発生した経費は、本業務に係る経費とすることができる。

イ 申込者が最少催行人員に達せずに視察を中止した場合、中止に伴って新たに発生する経費は受託者の負担とする。

(3) 安全管理

ア 訪問先との事前打ち合わせおよび現地確認を行い、視察の内容、ルート等に危険がないことを確認し、参加者および関係者の安全確保を徹底すること。

イ 視察中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。

(4) 記録

ア 視察の様子を記録するため、写真撮影を行うこと。

イ 参加者に対し、撮影した写真は本市がホームページ又はその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

5 業務完了報告書

本業務の全ての業務が完了したときは、令和5年12月22日（金）までに業務完了報告書（コース内容と実績、記録写真、参加者の募集、受付体制、アンケートの集計と分析結果、事業成果が確認できる資料等）を提出すること。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせではない。ただし、一部委託についてあらかじめ本市の承認を得る場合は、この限りではない。

(2) 権利の帰属等

- ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は全て本市に帰属する。
- イ 受託者は、本市の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。
- ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、本市が出願者となって費用を負担し登録する。

(3) 遵守事項

- ア 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- イ 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(4) 精算業務について

参加者数および開催回数等が 4 (1) オに満たない場合は、実績に応じて旅費を精算すること。なお、詳細については本市と協議の上決定すること。

7 その他、特記事項

- (1) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (2) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、決定するものとする。

(別紙)

データセンター事業者視察ツアー日程(案)

| 日時 | | 訪問先等 | | | | |
|-------------|--------|---------------|-------|---|-------|-------|
| 1 日 目 | ANA403 | 羽田空港発 | 10:15 | → | 秋田空港着 | 11:20 |
| | 11:30 | 秋田空港出発 | | | | |
| | ~ | 市内4~5か所(昼食含む) | | | | |
| | 18:00 | ホテル着 | | | | |
| 2 日 目 | 9:30 | ホテル発 | | | | |
| | ~ | 市内1、2か所 | | | | |
| | | 昼食 | | | | |
| | | 市内1、2か所 | | | | |
| | 15:00 | 秋田空港着 | | | | |
| | ANA408 | 秋田空港発 | 16:05 | → | 羽田空港 | 17:15 |